

太陽光発電施設に係る規制の対比表

規制の内容	亀山市（条例）	三重県（ガイドライン）	国（ガイドライン）
対象施設	出力10kW以上の野立て太陽光発電施設で再エネ特措法の認定の有無を問わず	出力10kW以上の野立て太陽光発電施設で再エネ特措法の認定の有無を問わず	再エネ特措法の認定を受ける場合
事前協議	必要	不要（市町村への相談が望ましい）	不要（市町村への相談が望ましい）
住民説明会の義務及び周知方法	有 （書面配布は不可）	有 （50kW未満の場合は書面配布等でも可の場合あり）	有 （50kW未満の場合は書面配布等でも可の場合あり）
住民説明会の範囲 敷地境界線から水平距離に居住する者	出力50kW未満：100m 出力50kW以上：300m 環境アセス対象事業：1km	出力50kW未満：100m 出力50kW以上：300m 環境アセス対象事業：1km	出力50kW未満：100m 出力50kW以上：300m 環境アセス対象事業：1km
手続きの種類	許可制	届出制	認定
関係法令の許可・届出	許可申請時に関係法令の許可等が必要	届出時に、林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法の許可が必要	認定申請時に、林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法の許可が必要
廃棄等費用の積立て義務・積立の詳細	有 資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守	無 資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守	有 資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」遵守
不適切な事業者への措置	有 （指導・助言、勧告、命令、公表）	有 （指導、助言、公表、国に相談・情報提供）	有 再エネ特措法に基づく措置